



制服の支給

今年はネクタイをはずして仕事をするのが流行のようです。さて、そうになるとまた新たにシャツ代がかかるのが心配ですね。

I. 制服の支給

制服の貸与・支給を行っている会社は、男性の場合は事務・営業では約半数程度ですが、工場などでは約95%におよび、女子の場合にはいずれの職種でも約90%に達しているそうです。

そしてその制服の貸与・支給着数は、1~2年に1~2着といったケースが多いようです。

また、費用の負担については、入社時はほとんどの会社が全額会社負担としており、2回目以降も大半の会社が会社負担としているようです。制服の金額は一着数千円といったところですよ。

II. 税務上の取扱い

制服を貸与または支給すると、税務上は**現物給与**に当たり、原則として源泉所得税の対象になります。ただし、次の場合には非課税とされています。

1. 職務の性格上制服を着用すべき人がその使用者から支給ないし貸与される制服その他の身の回り品

ここで言う身の回り品とは、職務の性格上着用すべき制服と一体となる帽子、シャツ、ネクタイ、靴下、靴、手袋などで、制服とともに着用すべきものをいいます。

また、職務の性格上制服を着用すべき人には、たとえば鉄道職員、航空機の乗務員、電気・ガス会社の集金人、守衛、ガードマン、エレベーターガールなどがあたるとされています。

2. 制服に準ずる事務服、作業服など

会社等が社内規定を置き一定の制服を定めてこれを事務員に着用させる場合であっても、それだけで「職務の性格上着用すべき制服」には該当せず直ちに非課税とはなりません。もっぱら勤務先のみにおいて着用する事務服、作業服などについては、上記の取扱いに準じて非課税の取扱いがなされることになっています。

ということは、デートに着ていけるような制服、ゴルフに着ていける制服は税務上課税されるおそれがありますので、気をつけましょう(?)。